

**就労支援事業（就労意欲喚起等支援事業）及び家計改善支援事業  
プロポーザル 参加者募集要項**

京都市保健福祉局  
生活福祉部生活福祉課

京都市では、生活保護を受給している被保護者及び現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者（以下「被保護者等」という。）を対象に、個々の被保護者等の職歴や生活歴等を丁寧に把握し、きめ細かな相談を実施することで求職活動を支援するとともに、この相談を通じて、被保護者等の意向、能力及びレベルを見極め、被保護者等一人一人に応じた求人開拓や職業マッチングを図る「就労支援事業（就労意欲喚起等支援事業）」（以下「就労支援事業」という。）を実施しています。

就労支援事業は、生活能力が低い方や就労歴が乏しい方で、繰り返し求職活動を行っても採用されず、就労意欲そのものが減退してしまっているなど、就労に向けた課題をより多く抱えた被保護者等に対して、就労による自立を目指し実施するものです。

また、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える相談者（以下「対象者」という。）からの相談に応じ、対象者自身が置かれている家計状況を理解できるように、家計の「見える化」を図り、対象者とともに家計の状況を理解し、家計改善の意欲を引き出すとともに、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行い、対象者の家計管理の力を高め、対象者自身が家計を管理できるよう支援することで、その自立を図っていくことを目的として「家計改善支援事業」を実施しています。

就労支援事業及び家計改善支援事業の実施に当たり、以下のとおり業務を委託する事業者を募集します。

## 1 業務内容の概要

- (1) 名称 就労支援事業（就労意欲喚起等支援事業）及び家計改善支援事業
- (2) 内容 別紙「仕様書」による。
- (3) 委託期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

## 2 予定価格の上限等

146,414,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### (1) 共通事項

- ア 事業の実施に当たり、利用者から利用料を徴収しないこと。
- イ 研修及び研修等に係る費用等については、受託者負担のうえ、受託者が行うこと。

### (2) 就労支援事業（就労意欲喚起等支援事業）

139,724,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ア 事務経費等について、業務に必要な机、椅子等の物品は委託者で準備するが、有償貸与契約を別途、締結することとし、業務スペースの使用料についても受託者の負担とする。

イ インターネット環境については、独自の環境を構築すること。電話回線については本市が設置した専用回線を使用し、使用料については受託者が負担すること。

(3) 家計改善支援事業

6,690,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ア 机やいす、キャビネット、カウンター及びパソコン等業務に必要な設備は受託者の責任で準備すること。

イ 月に1回、保健福祉局生活福祉部生活福祉課会議室において開催する「生活困窮者自立相談支援員会議」に出席すること（約1時間程度）。

### 3 応募資格

応募資格については、(1)又は(2)に該当し、かつ(3)及び(4)を満たしている者であること。

(1) 令和6年2月7日時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録している者（京都市競争指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと）

(2) 前号に該当しない者については、次に掲げる要件を全て満たす者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

エ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。

オ 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。

(4) 業務委託開始時において京都市内に事業所を有していること。

### 4 参加申請

(1) 申請期限 令和6年2月7日（水）午後5時まで

(2) 申請場所 〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1

中信御池ビル3階 京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課

電話 (075) 251-1175

(3) 申請方法 参加申請書（別紙1）を申請場所へ持参すること。

(4) 必要書類

ア プロポーザル参加申請書（別紙1）

- イ 令和3年4月1日以降におけるキャリアカウンセラー業務、求人開拓業務、家計改善支援関連業務の受託実績が分かるもの（別紙2）  
なお、業務の概要欄に、どのような者を対象にした事業か詳細に記載すること。枚数は問わないが両面書きで提出すること。
- ウ 有料職業紹介事業許可証の写し
- エ 会社概要
- オ I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又は、Pマーク登録証を取得している場合はその写し
- カ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前3箇月以内に発行）  
※写し不可
- キ 使用印鑑届
- ク 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 市町村民税、固定資産税ならびに事業所税の納税証明書  
（提出日前3箇月以内に発行：写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）
- コ 水道料金及び下水道料金の納付証明書  
（提出日前3箇月以内に発行：写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）
- ※ ただし、3応募資格(1)に該当するものは、カ以下を省略できるものとする。

## 5 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

- (1) 受付期限 令和6年1月29日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 受付場所 4（2）と同じ。
- (3) 質問方法 電子メール（chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp）又は持参（様式自由の書面）による。
- (4) 回答 令和6年2月5日（月）までにホームページ上で回答を行う。

## 6 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年2月16日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 4（2）と同じ。
- (3) 提出資料 企画提案書と見積書（各8部\*）  
※うち、原本は1部で構わない。
- (4) 提出方法 持参のみ。
- (5) 提案事項

『プロポーザル企画提案書等作成要領』（別紙3）を参考のこと。

※ 4（1）の申請期限までに参加申請を行わなかった者の企画提案書は受理しない。

※ 「4 参加申請」を行った者のうち、6（1）提出期限までに企画書が提出

されない場合は、辞退したものとみなす。

## 7 受託候補者の選定方法

### (1) 受託候補者の選定

選定は「就労支援事業（就労意欲喚起等支援事業）業務受託者選定委員会」において実施する。

提案書の提出者（以下「提案者」という。）からの提出書類及びプレゼンテーションに基づき、本事業をより適切に遂行する能力等を審査して、委託業務の仕様の確定後における契約締結の協議に係る相手方の優先順位を決定し、順位の最も高い1者を受託候補者として選定する。

### (2) プレゼンテーションの実施

#### ア 予定日

令和6年2月22日（木）

#### イ 場所

京都市役所 会議室（予定）

出席時間、場所等については、提案者に別途通知する。

#### ウ 方法

- ・ 説明20分以内、質疑応答10分程度
- ・ 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

### (3) 評価項目

#### ア 方針及び基本的な考え方

#### イ 実施内容

#### ウ 個人情報保護

#### エ 業務実績

#### オ 独自提案

#### カ 費用見積額

#### キ その他

### (3) 選定結果の通知

評価結果については、評価後、順位を付して令和6年3月4日（月）以降に提案者全員に書面により通知する。また、受託候補者の名称及び提案者全員の評価点（失格となった提案者を除く）を本市ホームページにおいて公表する。

## 8 契約手続

受託候補者の提案に基づき、業務の計画に応じて、受託候補者と協議のうえで本市が契約用仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

受託候補者が本市の作成した契約用仕様書に合意できない場合は、審査の結果、次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約するものとし、その者とも合意に達しない場合は、審査の結果の順位に従って協議を行う。

## 9 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は本市に対する損害賠償の責を負う。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (5) 今回の募集については、令和6年度事業の準備行為として実施するものであるため、今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することがある（予算の不成立による事業中止の場合、本市は違約金支払の責を負わない。）。

### <スケジュール（予定）>

令和6年	1月22日（月）	募集開始
	1月29日（月）	質問締切
	2月5日（月）	質問回答
	2月7日（水）	参加申請書提出締切
	2月16日（金）	企画提案書提出締切
	2月22日（木）	プレゼンテーション
	3月4日（月）以降	結果通知
	4月1日（月）	事業開始

### 【問い合わせ先】

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課（担当 福田・西村）  
〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町 500-1  
中信御池ビル3階  
電話：(075)251-1175 FAX(075)256-4652  
e-mail:chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp